

行方市議会告示第2号

行方市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年行方市議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月15日

行方市議会議長 宮内 守

様式第1号、様式第10号及び様式第16号中「個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの)」を「個人番号カード」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の行方市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この告示による改正後の行方市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。